

# 労働・助成金情報 特急便

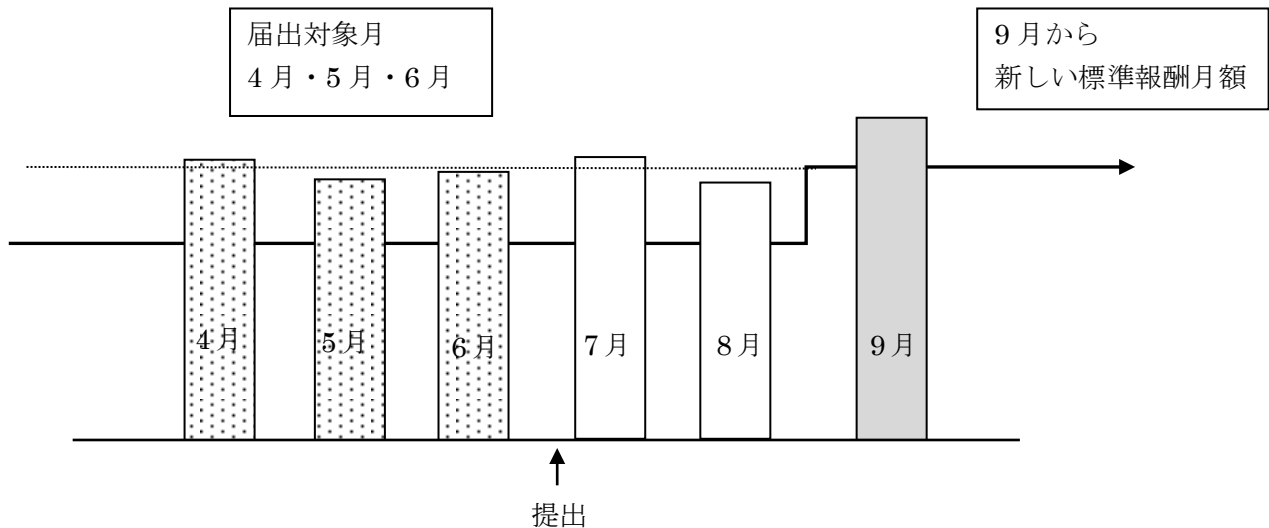
第 81 号 (2019 年 6 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今回は、毎年 7 月に行う算定基礎届についてです。

## <算定基礎届>

**提出期限**：7 月 1 日から 10 日（または指定された提出日）に提出  
被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年 1 回標準報酬月額が決めなおされます。これを定時決定といいます。  
事業所は、全被保険者について、4 月・5 月・6 月に支払った報酬を『被保険者報酬月額算定基礎届』に記入し、提出します。  
そして、9 月から次の年の 8 月まで新しい標準報酬月額になります。



### 報酬とは・・・

労働者が労働の対償として受け取るすべてのものをいいます。現物で支給されるものも含まれますが、臨時に受けるものや年 3 回以下支給の賞与などは該当しません。  
現物支給は、都道府県ごとの価額または時価で換算します。

#### 【報酬となる現物の例】

通勤定期、回数券、食事、社宅、寮、自社製品 など

#### 【報酬とならない現物の例】

制服、作業服(業務に要するもの)、見舞い品、本人負担 2/3 以上の食事

### 届出の対象者

7 月 1 日現在の全被保険者と 70 歳以上被用者です。

以下の方は届出対象外になります。

- ◇ 6 月 1 日以降に被保険者になった人
- ◇ 産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定・随時改定によって、7 月～9 月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される人
- ◇ 6 月 30 日以前に退職した人

## 【報酬月額の計算方法】

基本的には、4月・5月・6月に支払われた報酬の合計を3か月で割ります。

給与計算の基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く



月々支給されるもので、現物は都道府県ごとの価額などにより通貨に換算し、各月の報酬月額を計算する。4月～6月に年3回以下の賞与があれば計算から除く



対象月（給与計算の基礎日数17日以上）の報酬総額を対象月数で割る

時間給・日給制の場合・・・実際の出勤日数（有休休暇を含む）

月給制・週給制の場合・・・歴日数（欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を控除した日数）

### ～いろいろなケース～

- 現物支給の18000円の6か月通勤定期券を支給する場合  
現物によるものの額=18000円÷6か月=3000円  
1か月あたりの額を計算します。
- 賞与などが年4回以上支給された場合  
前年の7月から当月6月までに4回以上の賞与が支払われた場合は、賞与の合計額を12か月で割った額を各月の報酬に加えます。
- 4月途中から入社した場合  
1か月の給与が支給されない場合は、1か月分の給与が支給されない月を除いた月が対象になります。
- 4月・5月・6月の3か月ともに支払い基礎日数が17日未満（短時間就労者は15日未満、特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日未満）の場合や、3か月とも無給または定額の休職給などの場合は、従前の標準報酬月額を引き続き用います。そして、算定基礎届で報酬月額の内訳の届出は必要です。
- 産前産後休業期間、育児休業等期間、介護休業期間は、休業直前の標準報酬月額を引き続き用いることになっています。そして、算定基礎届で報酬月額の内訳の届出は必要です。
- 4月～6月の報酬が他の月と著しく変動する場合  
通常の方法で算出した標準報酬月額と年間（前年7月から当月6月まで）平均で算出した標準報酬月額間に2等級以上の差が生じ、その差が業務上例年発生する場合は「年間平均」で算定できません。

※年間報酬の平均での算定は、事業主の申し立てにより行われます。申し立てがなければ、通常の算定となります。また、対象となる被保険者の毎年の同意が必要で、同意がなかった被保険者については通常の算定となります。

### ～お知らせ～

算定基礎届を当事務所でお手続きされる場合は、社会保険に加入されている方の4月5月6月の給与の賃金台帳が必要となります。ご準備をお願いいたします。